

第5回社会保障審議会 少子化対策特別部会	資料2
平成20年3月21日	

次世代育成支援に関する サービス・給付の現状(1)(現物給付)

参考資料

目 次

- 次世代育成支援に関する制度の現状(鳥瞰図)【P2】
- 保育サービスの全体像(鳥瞰図)【P3】
- 保育・放課後サービスの現状と潜在的ニーズとの差【P4】
- 子育て支援関係事業の実施状況(現状と目標値)【P5】

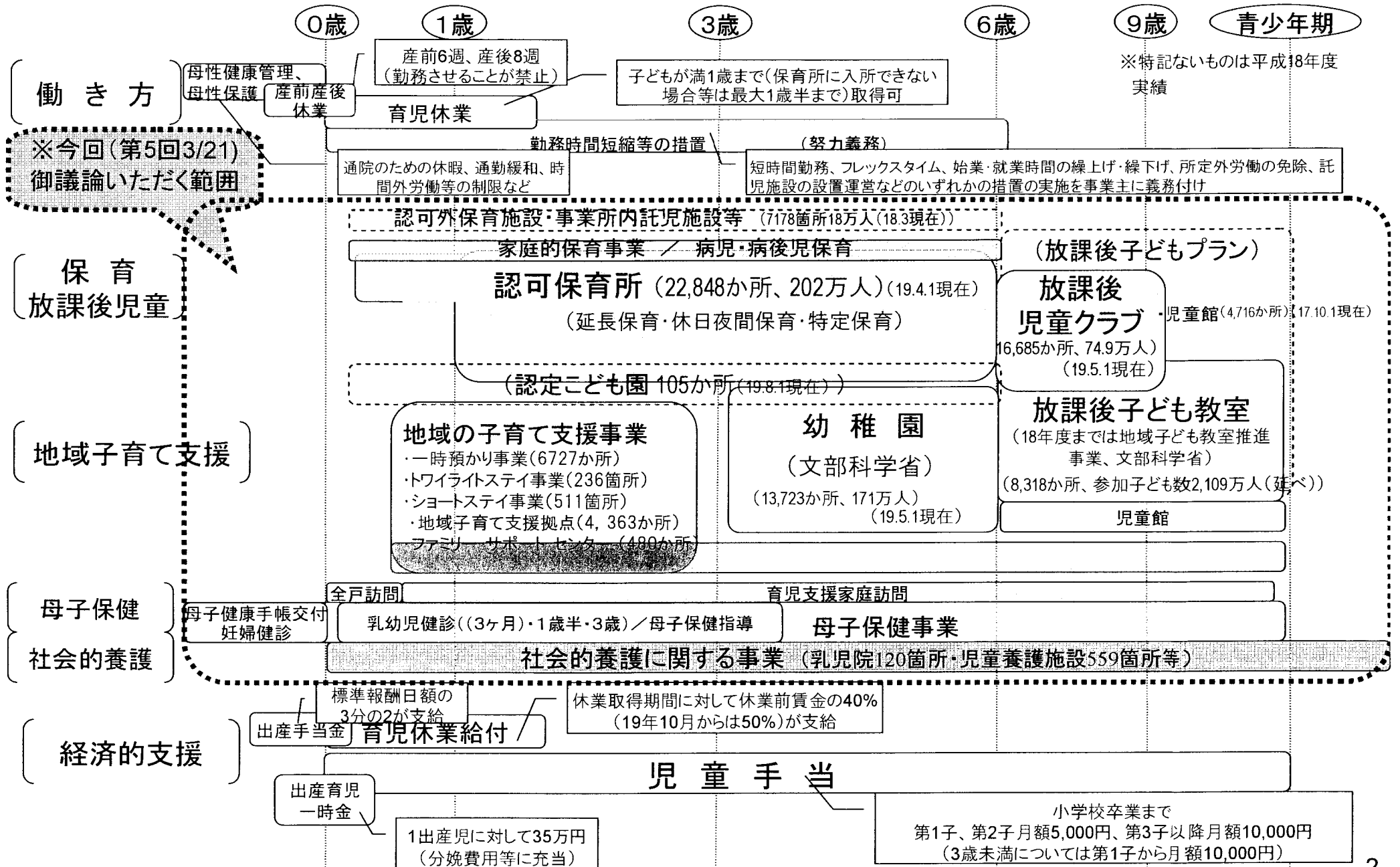
- 個別サービス関係資料
 - 《I 仕事と子育ての両立を支えるサービス・給付関係》
 - 保育所(認可保育所)関係資料
 - ・ 保育所の施設数(公私別)と利用児童数【P6】
 - ・ 待機児童に関する資料【P8・9】
 - ・ 保育所利用の仕組み【P12】
 - ・ 保育の質・保育士の処遇等に関する資料【P14～18】
 - その他の保育に関する資料
 - ・ 延長保育実施状況(都道府県別)【P19】
 - ・ 特定保育実施状況(都道府県別)【P21】
 - 放課後児童クラブに関する資料
 - ・ 待機児童に関する資料【P22】
 - ・ 放課後児童クラブの現状(規模・設置場所等)【P25】
 - 《II すべての子どもの健やかな育成を支える給付・社会基盤》
 - 妊婦健診(公費助成実施状況(都道府県別)【P27】)
 - 一時保育(一時預かり)(実施状況(都道府県別)【P28】)
 - 地域子育て支援拠点(都道府県別実施状況・運営事例等)【P29～31】
 - ファミリー・サポート・センター事業(実施状況(都道府県別))【P32】

- ・ 3歳未満児における保育サービス利用率(都道府県別)【P7】
- ・ 「保育に欠ける」の判断基準に関する資料【P10・11】
- ・ 費用徴収基準額【P13】

- ・ 休日保育実施状況(都道府県別)【P20】

- ・ サービス利用率・実施割合(都道府県別)【P23・24】
- ・ 放課後児童クラブガイドライン【P26】

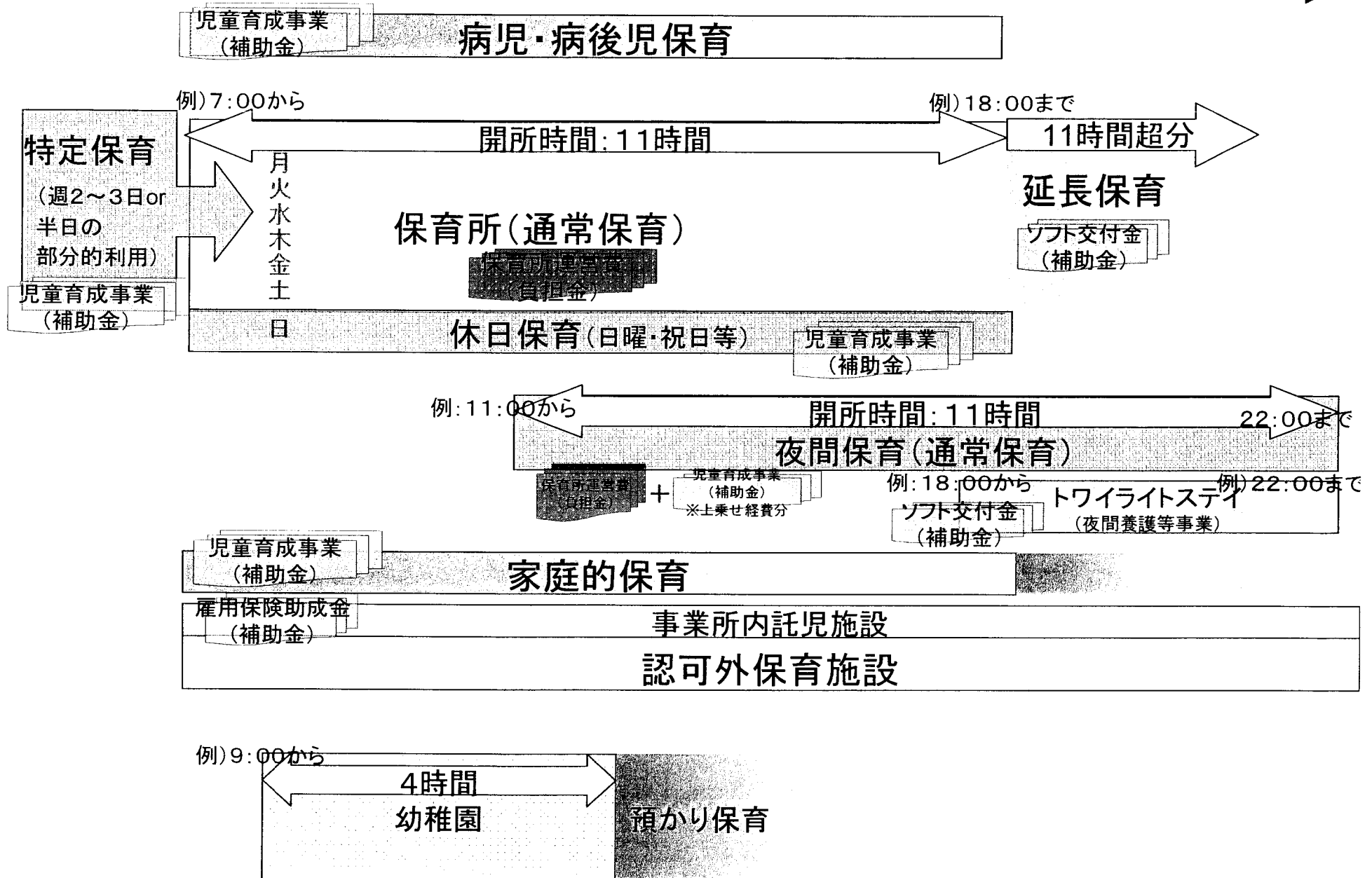
次世代育成支援に関する制度の現状



保育サービスの全体像

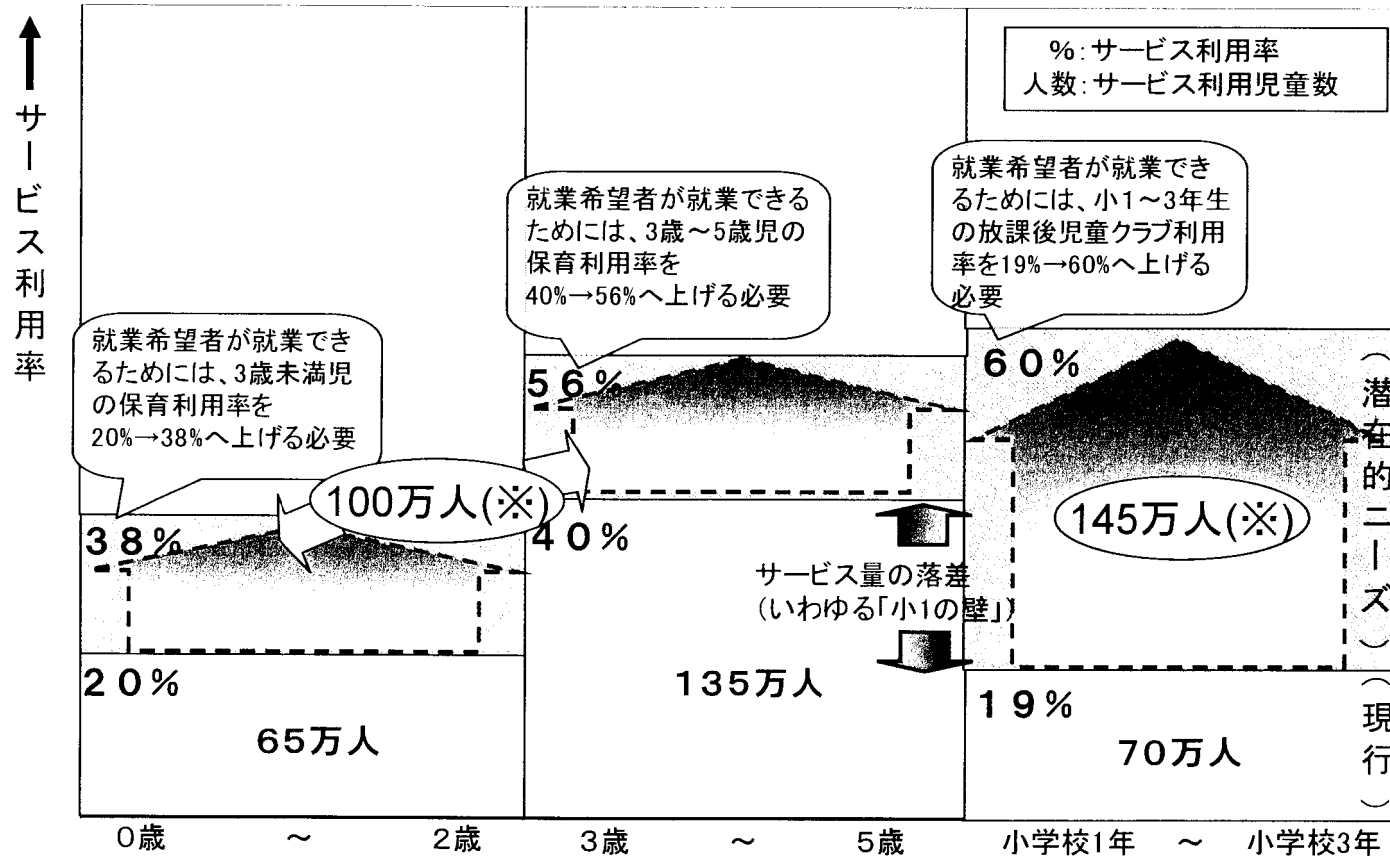
時間軸: (早朝)

(深夜)



保育・放課後サービスの現状と潜在的ニーズとの差

- 我が国では、多くの女性が出産退職し、幼い末子を有する母の就業率は低く留まっているが、就業希望者は多い。
(0~3歳:就業率31%+就業希望者25%、4~6歳:就業率51%+就業希望者20%、7~9歳:就業率62%+就業希望者13%)
- 「新待機児童ゼロ作戦」では、これらの就業希望を実現するための抜本的なサービス基盤の拡充の必要性を提示。



※潜在的ニーズの量は、現在の児童人口にサービス利用率を乗じたものであり、将来の児童数により変動があり得る。

(参考)

児童数
(2006年)

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3
108万人	105万人	109万人	112万人	115万人	117万人	118万人	118万人	119万人

【保育所、放課後児童クラブ単価(円)】

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3
単価(事業費ベース・月額)	171,250円	101,417円	101,417円	49,417円	42,417円	42,417円	10,000円	10,000円	10,000円
単価(公費負担ベース・月額)	136,833円	67,000円	67,000円	22,000円	17,250円	17,250円	5,000円	5,000円	5,000円

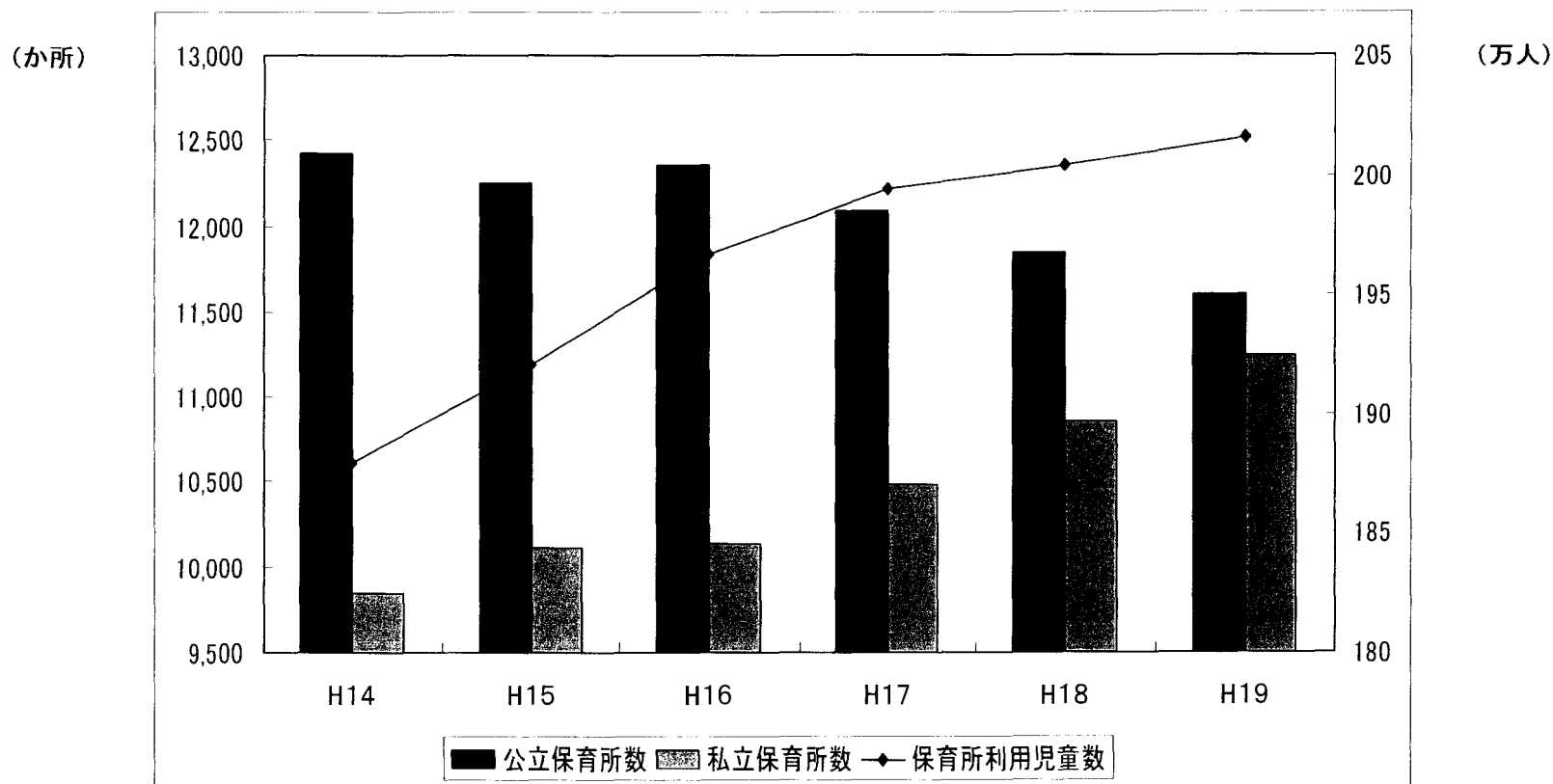
子育て支援関係事業の実施状況(現状と目標値)

事業名	2004年度末時点	現状 (2007年度交付決定ベース)	2009年度目標値 (「子ども・子育て応援プラン」)
通常保育事業(保育所定員数)	205万人 (平成17年4月1日現在)	211万人 (平成19年4月1日現在)	215万人
延長保育事業	13,086か所 (うち民間分8664箇所)	9540か所(民間分のみ)	16,200か所
夜間保育事業	64か所 (平成17年4月1日現在)	72か所	140か所
休日保育事業	607か所	875か所	2,200か所
特定保育事業	24か所	927か所	9,500か所 (一時預かり事業と合わせて)
病児・病後時保育事業	496か所	735か所	1,500か所
放課後児童クラブ	15,184か所 (平成17年5月1日現在)	16,685か所 (平成19年5月1日現在)	17,500か所
生後4ヶ月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	—	1063市町村	全市町村 (現在1795市町村)
育児支援家庭訪問事業	96市町村	784市町村	全市町村 (現在1795市町村)
一時保育(一時預かり)事業	5,651か所	7213か所	9,500か所 (一時預かり事業と合わせて)
トワイライトステイ事業	134か所	236か所 (平成18年度実績)	560か所
ショートステイ事業	364か所	511か所 (平成18年度実績)	870か所
地域子育て拠点事業	2,936か所	4,409か所	6,000か所
ファミリーサポートセンター	344か所	540か所	710か所

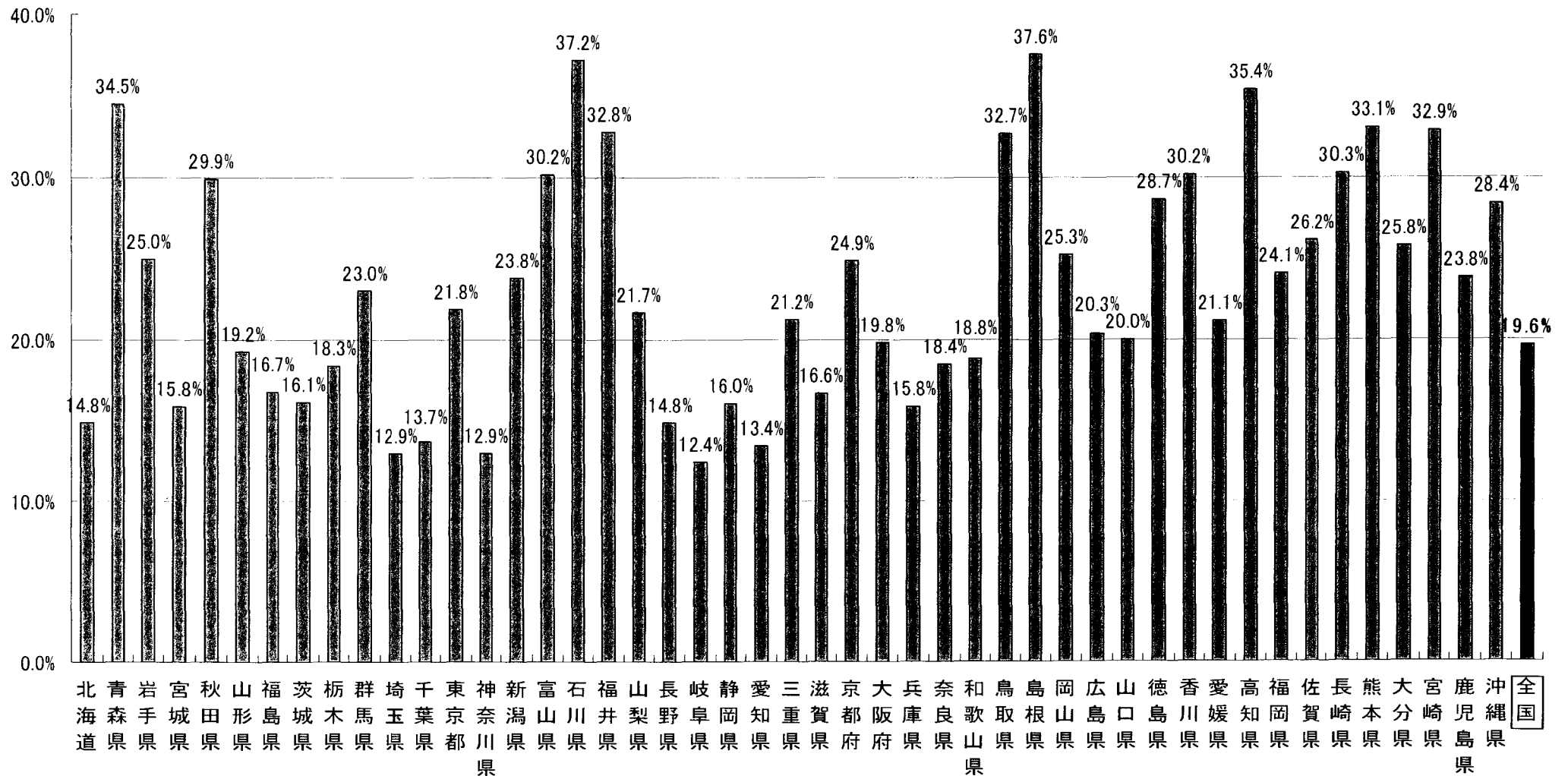
保育所の施設数(公私別)と利用児童数

認可保育所数(H19.4.1現在)

	合計	公立	私立
施設数	22,848	11,603	11,245
利用児童数	202万人	94万人	107万人



3歳未満児における保育サービス利用率【都道府県別(H18年度)】

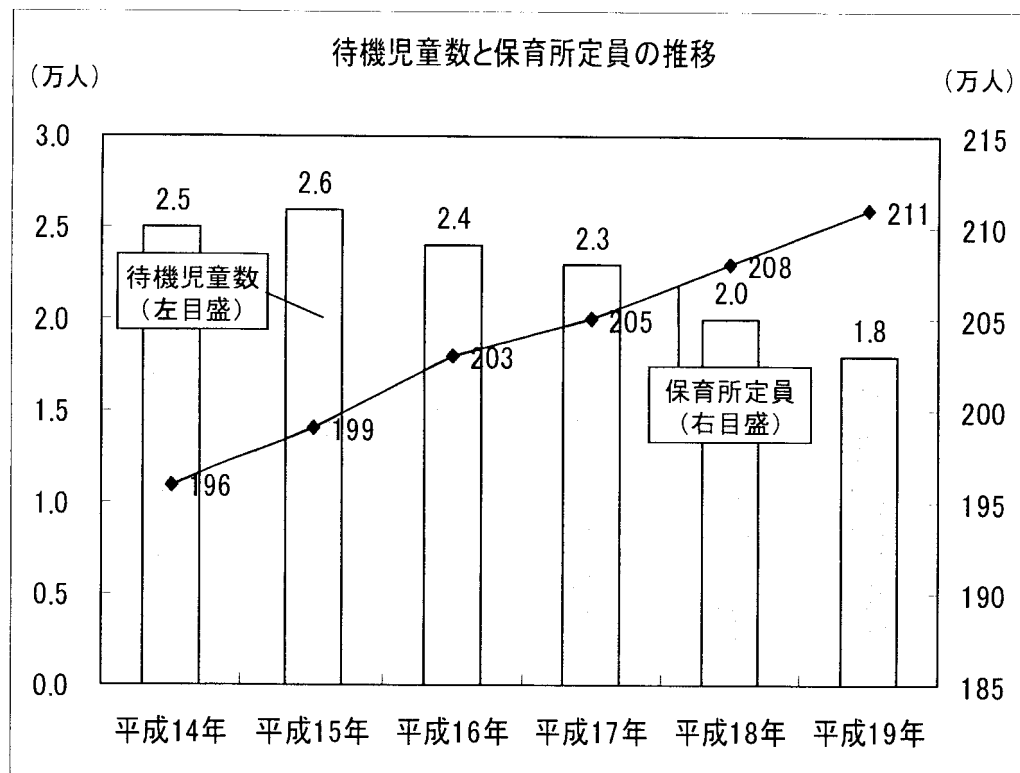


※ 【保育サービス利用率】=【保育所利用児童(3歳未満児)】÷【3歳未満人口】
 ※ 「保育所利用児童(3歳未満児)」: 福祉行政報告例【厚生労働省(平成18年4月1日現在)】
 「3歳未満人口」: 平成17年国勢調査【総務省統計局(平成17年10月1日現在)】

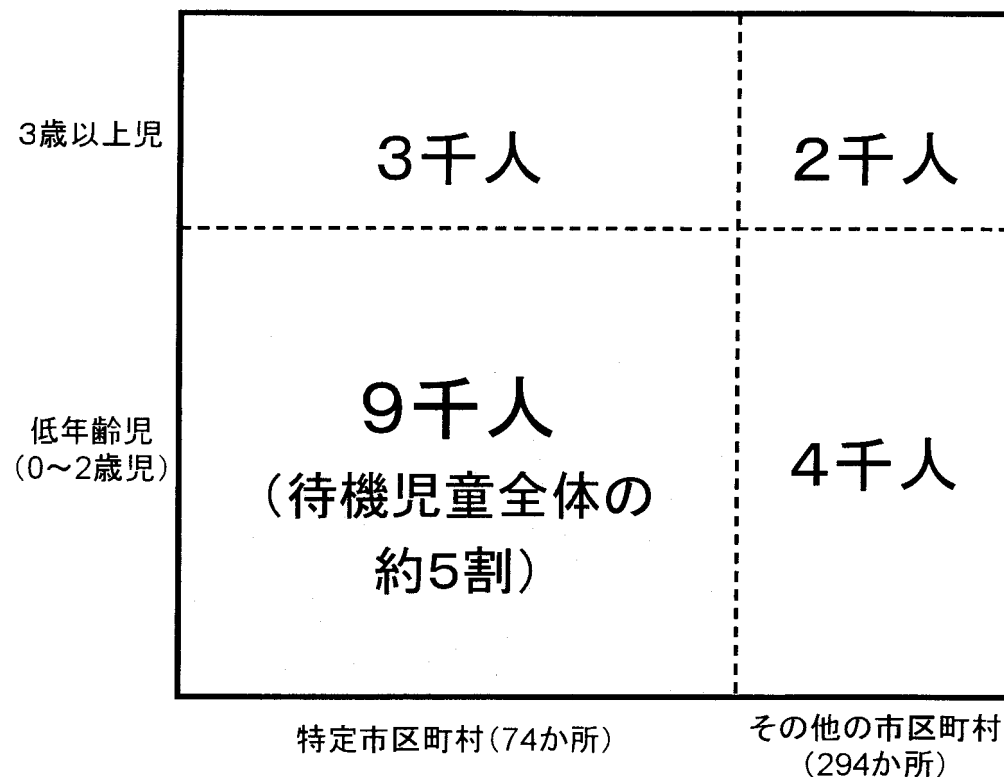
保育所待機児童の現状

- 平成19年4月1日現在の待機児童数は1万7,926人(4年連続で減少)
- 待機児童が多い地域の固定化
 - ・待機児童50人以上の特定市区町村(74市区町村)で待機児童総数の約70%を占める
- 低年齢児(0~2歳)の待機児童数が全体の約70%

【保育所待機児童数と保育所定員の推移】



【保育所入所待機児童 1万8千人の内訳】



※ 特定市区町村の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。
 ※ 低年齢児の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。

待機児童解消に向けた市町村の取組の状況

- 待機児童解消に向けた市町村の取組及び待機児童解消の程度はまちまち
- 保育所整備により潜在需要が喚起されるため、定員増に対する待機児数の減少割合はそれほど大きくない。

待機児童の多い市町村における保育所定員と待機児童数の変化(平成14年→平成18年)

市町村	保育所の定員	保育所数	待機児童数	3歳未満児の保育所 入所割合(%)
A市	24,125 → 32,994 +8,869	258 → 368 +110	1,140 → 353 -787	8.0 → 12.4
B市	15,845 → 17,776 +1,931	157 → 175 +18	1,076 → 560 -516	14.1 → 16.7
C市	10,845 → 11,590 +745	112 → 117 +5	705 → 480 -225	10.6 → 12.5
D市	5,224 → 7,294 +2,070	68 → 85 +17	260 → 350 +90	13.7 → 17.7

(資料)厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ(平成18年4月現在)(保育所入所割合の母数となる3歳未満児の人数は平成17年国勢調査(平成17年10月1日現在)、人口推計年報(平成13年10月1日現在)によった)

(参考)全国平均
16.3 → 19.6

認可保育所の入所基準(政令)

—「保育に欠ける」の判断基準—

○児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第24条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。

②～⑤ (略)

○児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)(抄)

第27条 法第24条第1項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族を常時介護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 前各号に類する状態にあること。